

事務事業 No./名称	■サービス部門 経企-15 建築等紛争調整事業 □支援部門									
主管課	市民相談課	関連課	各部各課							
分野名	市街地整備									
目標 (目標値)	紛争調整において円満な解決を図る									
人口等のデータ	データ区分	23年度	22年度	21年度	備考 ・各年4月1日 (住民基本台帳)					
	人口	177,204人	177,161人	176,669人						
	世帯数	79,217世帯	78,812世帯	78,131世帯						
運営資源状況	事業の対象者数	108人	237人	219人						
	決算値(千円)	1,784	2,037	2,202						
	(国・県)									
	(負担金等)									
	(一般財源)	1,784	2,037	2,202						
	人員配置数	1.0	1.0	1.0						
	人件費(千円)	8,533	8,611	8,874						
事務事業運営経費	協働のパートナー	鎌倉市建築紛争相談 鎌倉市建築紛争調停	鎌倉市建築紛争相談員 鎌倉市建築紛争調停委員	鎌倉市建築紛争相談員 鎌倉市建築紛争調停委員						
	総事業費(千円)	10,317	10,648	11,076						
	市民1人当りの経費(円)	58	61	63						
ベンチマーク (県内外自治体や民間団体との比較値)	団体名⇒	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	厚木市				
	規則	○	○	○	規則	○				
指標	評価	中高層	中高層	戸建て住宅を 除く建築開発行為	中高層 開発行為	特定開発事業				
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	最終年度(年度)				
◎目標を達成 ○目標に向かって前進	目標値									
実績値										

評価のポイント

評価の視点	①効率性	事業費や人件費に削減余地はないか。	②妥当性	事業の目的と政策・施策体系の目標とが整合しているか。法的な根拠や公的関与の妥当性はあるか。
	③有効性	事業の成果が得られているか。事業を休止・廃止した場合影響があるか。	④公平性	受益機会が偏っていないか。受益者負担は公平・公正か。

中事業に含まれる小事業の評価(⇒個別事業の概要は裏面)

小事業名	H23決算値	評価	適切=○、要改善=△(評価の視点を参照)	⇒ 方向性	A:充実・拡大 B:現状継続 C:改善・見直し D:統合縮小 E:廃止・休止
建築等紛争調整事業	1,784千円	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	⇒ □A ■B □C □D □E		
	事業の概要	建築等紛争相談業務として、近隣での建築に係る紛争の解決に資するため、相談員が「相談」「あっせん」による紛争の調整を行った。28件延べ108回の相談を受けた。			
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E		
	事業の概要				
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E		
	事業の概要				
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E		
	事業の概要				

事務事業の課題及び取組状況

H23年度の課題	あっせん又は調停の手続きに至った事案はなかったが、申し出があった場合は、手続きに時間を要するため、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づく手続きとの調整が課題となる。また、携帯電話等中継基地局設置等に係る紛争相談が課題となる。
課題解決のための取組	近隣住民や周辺住民と事業者の双方からの紛争相談については、中立的な立場である建築等紛争相談員の適切な対応により円満に解決している。また「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づく事前相談受付業務において、紛争の未然防止に努めている。
未解決の課題	建築等に対する近隣住民及び周辺住民からの要望等は複雑多様化しているため、事業者との調整に多くの時間を要することになる。携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に基づく届出等の申請数の増加に伴い、住民からの問い合わせ等も増加し、条例の趣旨、手続きなどの説明、対応に時間を要する。

中事業の評価と今後の方向性

中事業の評価	適切=○ 要改善=△ (評価の視点を参照)	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	今後の方向性	A:充実・拡大 B:現状継続 C:改善・見直し D:統合縮小 E:廃止・休止	※□事業完了
				建築等に係る相談は第三者である専門の相談員が、近隣住民・周辺住民・事業者の当事者間で生じる紛争等を予防・調整するもので、建築基準法上適法であるものや開発事業条例の手続きにおいても、行政が関与しない部分を補完する機能を果たしている。今後も引き続きの事業継続が必要である。	課長等名 市民相談課長 小島 俊昭

(2面) 個別事業の概要

(単位:千円)

小事業名	ザイムスコード	個別事業名	23年度予算	23年度決算値	個別事業の評価結果
建築等紛争調整事業	999	建築紛争相談員	1,695	1,695	■適切 □見直し余地あり
	999	建築紛争調停委員会運営	258	82	■適切 □見直し余地あり
					□適切 □見直し余地あり
					□適切 □見直し余地あり
					□適切 □見直し余地あり
					□適切 □見直し余地あり